

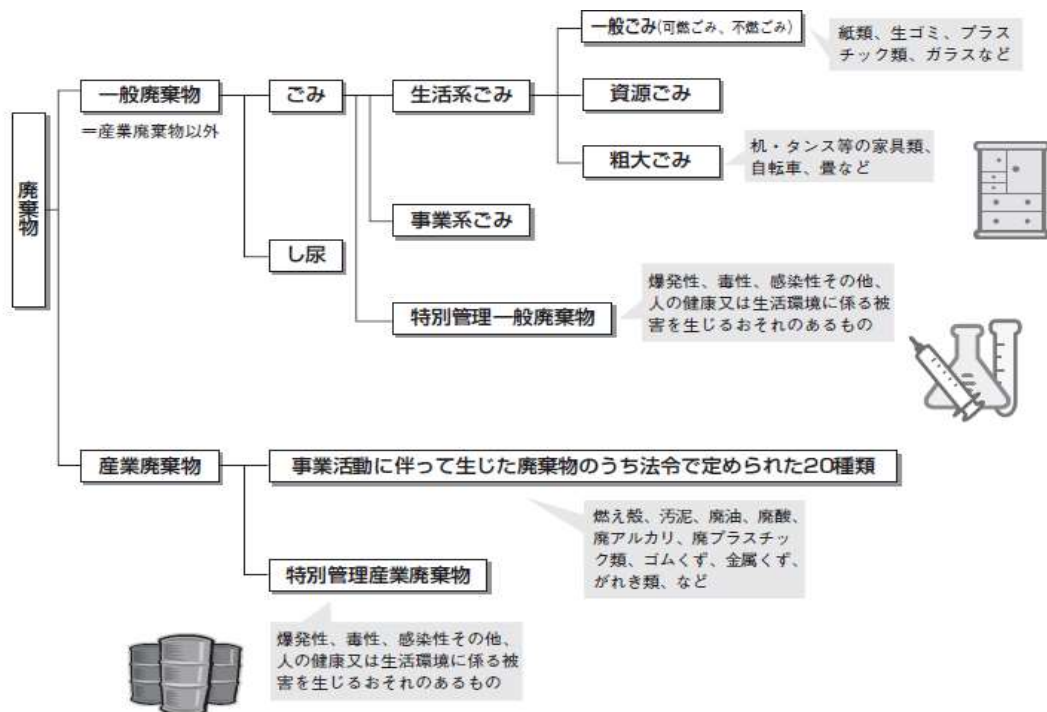
3 循環型社会の形成



1 現況

廃棄物は、家庭生活等によって生じる「一般廃棄物」と事業活動に伴って生じる「産業廃棄物」に分類されます。

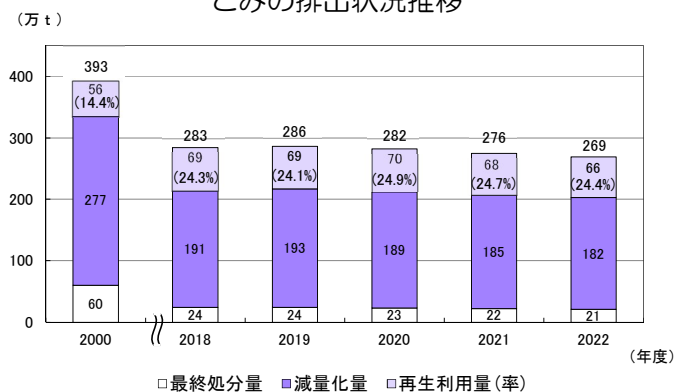
廃棄物の分類



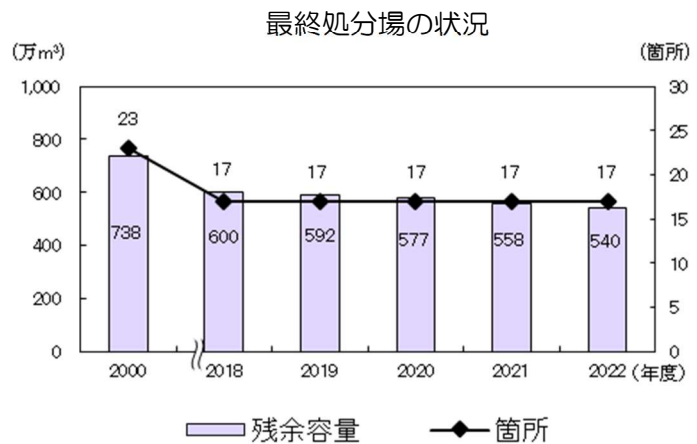
(1) 一般廃棄物（ごみ）の現況

- ・排出量は、近年、減少傾向にあります。
- ・再生利用量は、近年、横ばい傾向にあります。
- ・最終処分量は、近年、横ばい又は微減傾向にあります。

ごみの排出状況推移



- ・ 県内の最終処分場の残余容量は、2022 年度末で 540 万 m^3 です。
- ・ 区域内に最終処分場を持たない市町村や、残余容量がひっ迫している市町村があります。

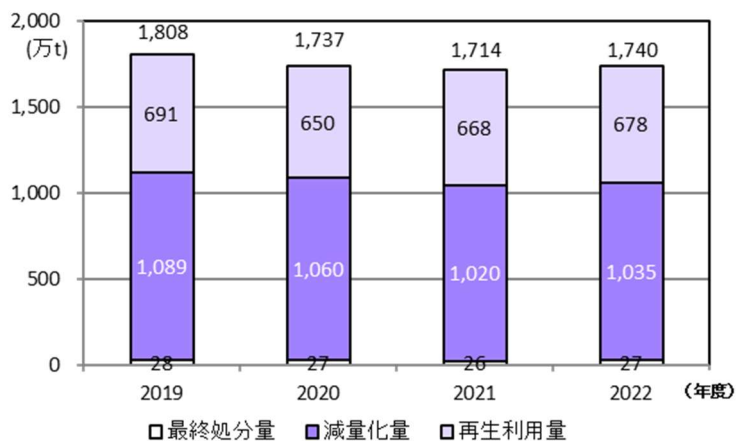


* 2000 年度は、維持管理中の最終処分場を含んでいます。

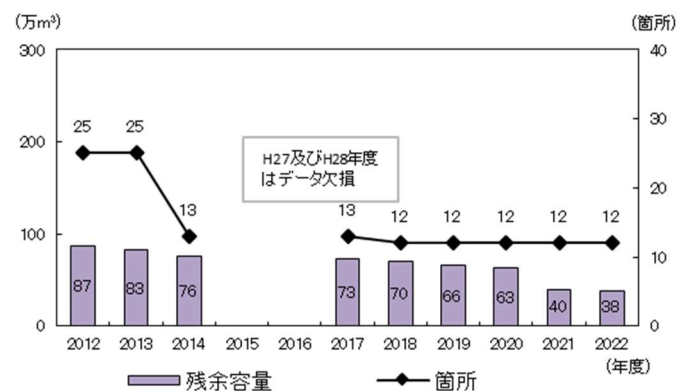
(2) 産業廃棄物の現況

- ・ 2022 年度は 2021 年度に比べて、排出量が 26 万 t 増加し、再生利用量は 10 万 t 増加しました。
- ・ 最終処分量は、2021 年度から 1 万 t 増加しました。
- ・ 県内の最終処分場の残余容量は減少傾向にあり、2022 年度末で 38 万 m^3 でした。

産業廃棄物排出状況推移



最終処分場の残余容量



* 2015、2016 年度分は政令市からデータを収集していないため不明

* 2014 年度分からは、いわゆる「ミニ処分場」及び「旧処分場」を集計対象外としています。

業種 種類	合 計	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ ガス・ 水道業	運輸・ 通信業	卸・ 小売業	医療・福祉 サービス業
合 計	17,401	292	1,336	4,612	3,290	7,640	41	84	105
汚泥	10,909	-	1,336	338	1,791	7,413	4	17	10
がれき類	3,692	0	0	3,609	78	1	0	1	2
ばいじん	218	-	-	0	41	177	-	-	0
木くず	281	1	-	244	31	0	3	1	0
ガラス陶磁器くず	468	-	-	131	333	0	0	2	2
金属くず	225	0	-	145	53	0	5	15	6
廃プラスチック類	297	0	0	75	134	0	27	36	24
鉱さい	175	-	-	-	175	-	-	-	0

* 表中の「0」は1トン以上500トン未満、「-」は該当値がないことを示しています。

* 端数処理の関係上、内訳の計が合計と一致しないものがあります。

* 種類は抜粋しているため、合計とは一致しません。

（3）不法投棄等・散乱ごみの現況

・不法投棄物は、主に家具類、建設廃材、廃プラスチック類、家庭電化製品、自動車、不燃物などです。

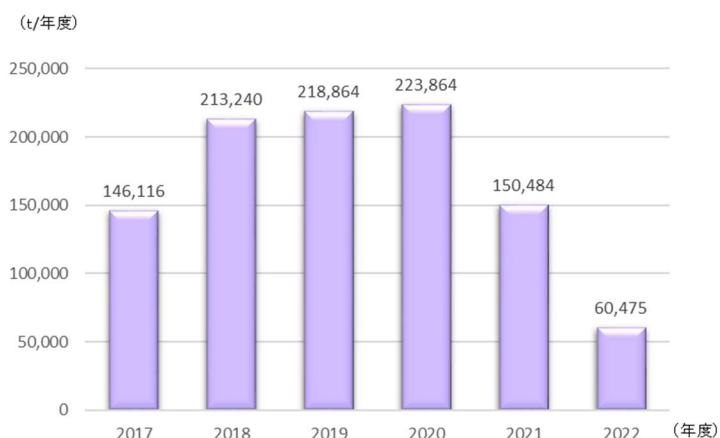
・不法投棄及び不適正保管の残存量は、新たな大規模事案が発生したことにより、2018年度に急増しましたが、2021年度に本事業の撤去が完了したため、減少しています。

・また、2022年度に県内政令市において大規模事案の撤去が完了したため、大幅に減少しています。

・これらの大規模事案を除くと直近6年間では増減はあるものの全体として横ばい傾向となっています。

・不法投棄・散乱ごみは、環境汚染や景観の悪化を招き、その処理費用が各自治体等の大きな負担となっています。

不法投棄等残存量の推移



* 環境省「産業廃棄物不法投棄等実態調査」より

* 1件当たり10トン以上の不法投棄等の残存量の合計

2 県の取組

県では、「廃棄物ゼロ社会」を基本理念として掲げ、「神奈川県循環型社会づくり計画」を策定して、資源循環の推進及び廃棄物適正処理の推進を図っています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f7178/>



「神奈川県循環型社会づくり計画」の施策体系

大柱Ⅰ 資源循環の推進

- 中柱：排出抑制、再使用の推進
- 中柱：再生利用等の推進
- 中柱：環境教育・学習及び人材の育成の推進等

大柱Ⅱ 適正処理の推進

- 中柱：廃棄物の適正処理の推進
- 中柱：不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進
- 中柱：クリーン活動の推進

大柱Ⅲ 災害廃棄物対策

(Ⅰ) 資源循環の推進

▶ 一般廃棄物に関する取組

・ ごみ処理の有料化

ごみの排出抑制を目的に、一部の県内市町では、一般廃棄物、特に家庭ごみの処理を有料化しています。

・ 生ごみ処理機等の購入費助成

各家庭における生ごみの自主的な資源化・排出抑制を促進するため、一部の県内市町村では、生ごみ処理容器や電気式生ごみ処理機の購入にあたり、費用の一部を助成しています。

・ ごみ処理広域化

ごみ処理の広域化によって一般廃棄物の減量化・資源化を図ります。県では、「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」に基づき、広域ブロック毎の市町村が策定した「ごみ処理広域化実施計画」の円滑な推進を支援しています。

・ ワンウェイプラ削減

2020年7月から、レジ袋の有料化が義務化されました。これを契機に、既存の「神奈川県レジ袋削減実行委員会」を改組し、「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会」を設置しました。

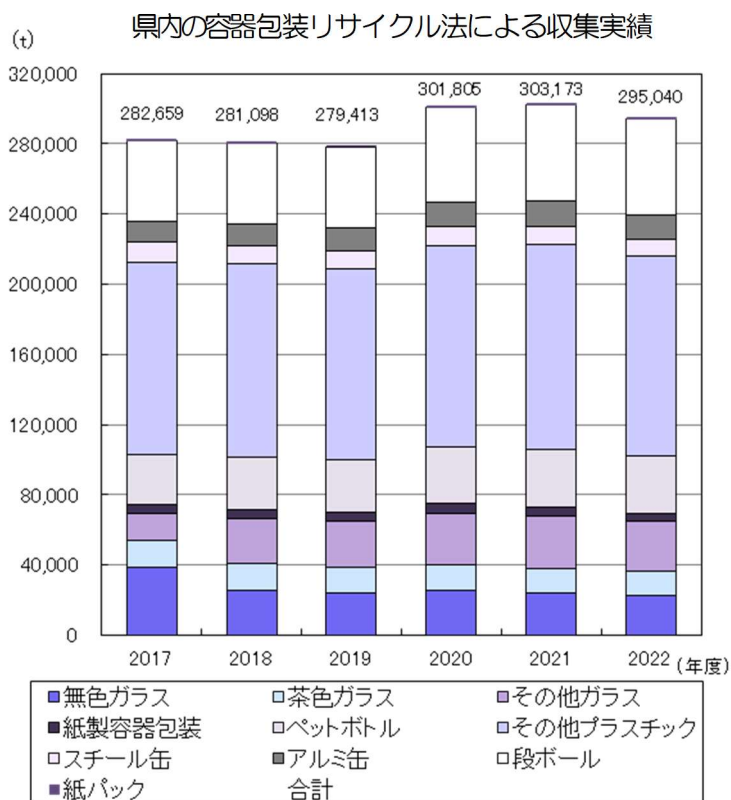
2024 年 5 月末現在で、製造事業者、流通事業者、商店街連合会、学校など 157 社・団体が構成員となっており、連携・協力して、レジ袋をはじめとしたワンウェイプラの削減及び代替製品への転換等によるプラごみの削減を推進しています。

・ リユースショップ認証制度

安心してリユースショップを利用できるようにするため、一定の要件を満たす店舗を県が認証する制度です。2024 年 5 月末現在で 28 店舗が「かながわりユースショップ」として認証を受けています。

・ 県民への情報等の提供と普及啓発

県民に、資源循環への理解を深めていただけるよう、「一般廃棄物処理事業の概要」を作成しました。また、容器包装廃棄物の分別収集を具体的に進めるため、2022 年に「第 10 期神奈川県分別収集促進計画」を策定しました。



* 端数処理の関係上、内訳が合計と一致しないことがあります。

・ 各種リサイクル法に基づく施策

国は、循環型社会の形成を目指して「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物処理法」、「資源有効利用促進法」、「容器包装リサイクル法」及び「家電リサイクル法」等の法律を整備しています。これらの法律に基づき、容器包装廃棄物の分別収集や家電の再資源化等の施策を実施しています。

▶ 産業廃棄物に関する取組

・ 廃棄物自主管理事業

産業廃棄物の多量排出事業者には、廃棄物処理法により、産業廃棄物処理計画の作成と提出、実施状況の報告が義務付けられています。義務付けのない事業者にも同様の取組を呼びかけ、自主管理事業を推進するとともに、事業者が自己評価できるよう情報提供等の支援を行っています。

(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市との協働事業)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/>



- ・ **かながわりサイクル製品認定制度**

リサイクル産業の育成と振興のため、品質、安全性について一定の要件を満たすリサイクル製品を認定する制度を実施しています。2024 年 3 月末現在の認定件数は 14 事業者・21 製品です。



（廃石膏ボード、廃プラスチックを利用した樹脂系建材）



（生ごみを使用した固形燃料）

- ・ **廃棄物交換システムの推進**

県内事業所の排出廃棄物について、事業者からの提供希望や他の事業者からの再利用希望に関する情報を登録・公開し、相互利用のあっせんを行っています。2024 年 3 月末現在で 212 件（提供希望 130 件、再利用希望 82 件）の情報が登録されています。

（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び商工会議所・商工会との協働事業）

- ・ **県の公共工事で排出される建設廃棄物の再資源化**

コンクリート廃材やアスファルト廃材等は路盤材として、建設発生木材等は製紙原材料チップとして再利用するなど、建設廃棄物の再資源化に取り組んでいます。また、建設リサイクル資材の率先利用も推進しています。

- ・ **下水汚泥の再資源化**

下水道普及率の向上に伴い、下水道事業で排出される汚泥の産業廃棄物排出に占める割合が高くなっていますが、脱水、焼却などによる減量化や有効利用を図っています。

流域下水道では、汚泥焼却灰を建設資材の原材料の一部として活用しています。

- ・ **有機物の資源化**

食品廃棄物については、家畜の飼料としての活用を図ることにより、畜産分野での利用推進を、また、堆肥化などにより、農業分野での利用推進を図っています。家畜排せつ物については、「神奈川県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づき、処理施設整備などの支援や、堆肥としての有効利用促進を図っています。

（２）適正処理の推進

▶ 廃棄物の適正処理

- ・ **一般廃棄物**

一般廃棄物処理施設の整備及び維持運営が円滑かつ適正に実施されるよう、必要な技術的支

援や指導を行っています。また、下水道の普及や浄化槽の整備状況を踏まえ、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を促進しています。

- 産業廃棄物

排出事業者や収集運搬業者、処分業者に対して法令遵守の徹底や適正処理の指導を行っています。また、電子マニフェストの普及促進や、産業廃棄物処理業者認定制度による優良業者の育成を行っています。

- 有害物質を含む廃棄物等の計画的な処理

排出事業者や産業廃棄物処理業者に対し、アスベスト等の有害物質を含む廃棄物等の適正な処理法を周知、指導しています。また、医療機関などから発生する感染症伝播の恐れがある廃棄物の適正処理を促進しています。

- 立入検査及び排水・排ガス等の定期検査

「神奈川県環境農政局環境部における生活環境保全等に係る立入検査計画策定要綱」に基づき、立入検査によって処理施設の維持管理状況や廃棄物の保管状況、処理状況等を監視・指導しています。また、二次公害等を発生させないよう、排水・排ガス等を定期的に検査しています。

立入検査における監視・指導件数

一般廃棄物（市町村等が設置する処理施設）

（単位：件）

区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
ごみ焼却施設	22	12	17	18	21
粗大ごみ処理施設等	9	0	11	7	12
し尿処理施設	2	0	3	2	3
最終処分場	21	10	15	20	28
計	54	22	46	47	64

* 横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市は除く。

産業廃棄物

（単位：件）

区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
排出事業者	387	452	329	332	295
処理業者	199	205	186	203	220
計	586	657	515	535	515

かながわ環境整備センター（産業廃棄物最終処分場）について

安全性のモデルとして設置した県立県営の産業廃棄物最終処分場です。
民間施設の設置を促進するとともに、産業廃棄物の適正処理を目的としています。

施設概要

所在地	横須賀市芦名 3 丁目 1990 番地ほか
形式	管理型最終処分場 (地下水汚染防止のためのしゃ水構造や浸出水処理施設のある処分場)
規模	敷地面積 約 15ha (埋立地面積 約 5ha) 全体埋立容量 約 75 万 m ³ (廃棄物埋立容量 約 54 万 m ³)
廃棄物	① 燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん並びに燃え殻、汚泥及びばいじんを処分するために処理したもの ② 石綿含有産業廃棄物、廃石膏ボード ③ ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず及びがれき類（②を除く） ※ 県内事業所から排出された産業廃棄物に限る。 原則、焼却・破碎等の中間処理されたもの。
跡地利用	都市計画道路（市道坂本芦名線）の建設、緑化復元等



▶ P C B 廃棄物の確実な処理

- ・ 特別管理廃棄物に指定されている P C B 廃棄物等は、「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき円滑な処理を推進し、法令で定められた期限までに処理を完了します。
- ・ 高濃度 P C B 廃棄物については、国の関与のもとで中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）が広域処理施設を整備しています。本県を含む 1 都 3 県は、変圧器・コンデンサー等を東京 P C B 処理事業所で、安定器・汚染物等を北海道 P C B 処理事業所で、一部のコンデンサーを北九州 P C B 処理事業所で処理しています（北九州 P C B 処理事業所は平成 30 年度で受け入れ終了）。
- ・ 低濃度 P C B 廃棄物は、国の無害化処理認定制度や都道府県知事許可により設置された処理施設で処理しています。

▶ 不法投棄・不適正保管の防止

県民、事業者、市町村、警察等との連携・協力で不法投棄を許さない地域づくりに取り組んでいます。不法投棄の未然防止策を進めるとともに、投棄物の早期撤去と原状回復を促進しています。

・ 未然防止策（不法投棄されにくい環境づくりのための取組）

- ・ 啓発ステッカーを貼付した民間団体車両による不法投棄防止の呼び掛け
- ・ 市町村との合同による不法投棄パトロール
- ・ 不法投棄されやすい場所の監視カメラによる監視
- ・ 県管理地などの公有地における車両乗入れ規制、看板や防止柵設置
- ・ ドローンを活用した河川におけるプラスチックごみ等の発見活動及び不適正保管現場における実態調査

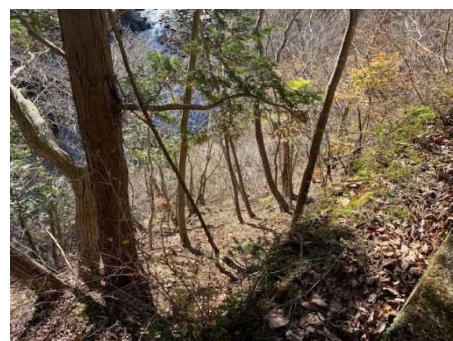
・ 原状回復策

不法投棄が確認された段階で調査を実施するなどにより、新たな不法投棄の誘発、不法投棄の常態化・大規模化を防止するよう努め、不法投棄物の撤去を実施しています。

不法投棄緊急撤去事業



（撤去前）



（撤去後）

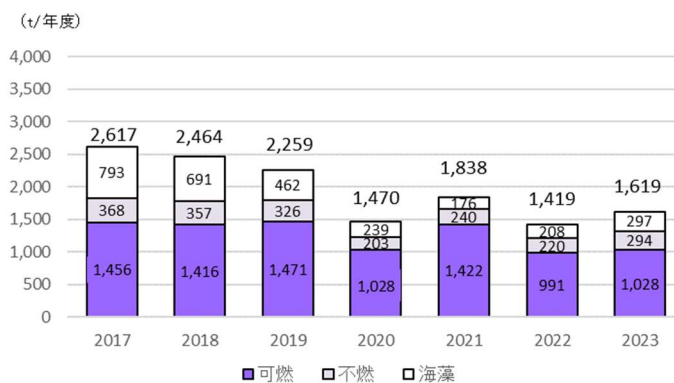
▶ 海岸美化等の推進

「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、県、沿岸 13 市町及び（公財）かながわ海岸美化財団等が連携・協力し、海岸清掃事業や美化啓発活動を推進しています。

2024 年 3 月には、法改正や県関連計画の策定などの状況を踏まえ計画改定を行い、内陸部と沿岸域が一体となった発生抑制対策を推進することなどを追加しました。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/kaigan_keikaku.html

海岸ごみ回収の実績



(3) 災害廃棄物対策

大規模災害で発生する災害廃棄物について、一層迅速な処理が進むよう、国や関東周辺の都県、県内市町村、民間事業者団体等と連携・協力を深めながら、広域的な災害廃棄物処理体制の枠組みづくりに取り組んでいます。

▶ 「神奈川県災害廃棄物処理計画」の策定等

東日本大震災の発生や 2015 年の廃棄物処理法の改正を受けて、2017 年に策定しました。

「神奈川県災害廃棄物処理計画」では、県と市町村の役割や発災後の災害廃棄物処理実行計画の策定に必要な事項等を定めています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f537460/index.html>



▶ 県域を越えた協力体制の構築

環境省と 1 都 9 県等で構成する関東ブロック協議会において、県域を越えた災害廃棄物処理体制の構築に向けた取組を進めています。

▶ 市町村等への技術的支援

発災時に災害廃棄物の処理主体となる市町村等を対象としたセミナーや訓練の開催などにより、技術的支援を行っています。

▶ 職員の教育訓練

有識者や被災経験のある自治体職員らによる講習会などを通じ、発災時における課題や対応策の共有等を行っています。また、発災を想定した対応や業務マニュアル、県及び市町で締結している協定等の検証を行っています。

「かながわプラごみゼロ宣言」について

海洋汚染が世界規模で大きな社会問題となっている中、平成 30 年の夏に、鎌倉市由比ガ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されました。

SDGs 未来都市である神奈川県は、同年 9 月に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、2030 年までのできるだけ早期にリサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指しています。



「かながわプラごみゼロ宣言」に基づき進めている取組

県は、令和 2 年 3 月に「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」を策定し、取組を進めてきましたが、令和 5 年 3 月、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、新たに「プラスチック資源循環推進等計画」を策定しました。次の 3 つの重点方策により取組を進めています。

1 プラスチック使用製品の使用の合理化の促進

プラスチックごみの排出抑制のため、ワンウェイプラスチックなど過剰なプラスチック使用製品の使用削減、環境に配慮した製品の選択、なるべく長期間利用するといった、プラスチック使用製品の使用の合理化を促進する。

2 プラスチックの再生利用等の促進

プラスチック使用製品の使用の合理化を図ったうえで今後も発生するプラスチックごみは、徹底したリサイクルを推進する。マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルによる再生利用を優先し、それが難しい場合には、熱回収も含めて循環利用を促進する。

3 クリーン活動の拡大等

環境中に排出されてしまったプラスチックごみの回収を進めるとともに、ポイ捨て防止やごみ集積所からのプラごみの散乱など非意図的な環境への排出防止の取組、不法投棄対策を推進する。

また、上記の取組を効果的に推進するための普及啓発も行っています。

・LINE 公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」

プラごみ削減に関するイベント情報やクイズ、コラム、事業者の取組、クリーン活動の情報などを発信しています。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/line_kanagawa-gomizero.html



・メッセージ動画の配信

「かながわプラごみゼロ宣言」を象徴する動画を配信しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/sdgs/index.html#keihatsu>



・学習教材動画の配信

主に小学生を対象としたプラスチックごみ問題に関する学習教材動画とワークシートを配信しています。動画は5部構成です。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/sdgs/index.html#gakusyuuukyoudougou>



総合情報の提供について

県の実施やリサイクル関連情報のサイトを県のホームページ内に開設しています。

かながわりサイクル情報

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/index.htm>



提供している主な情報

- ・循環型社会形成推進基本法
- ・個別リサイクル法（小型家電、容器包装、自動車、家電、食品など）
- ・廃棄物処理法
- ・暮らしに役立つ情報（市町村別ごみ分別収集方法、ごみカレンダー情報など）
- ・事業者向け情報（産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可申請等、廃棄物自主管理事業、廃棄物再生事業者登録など）
- ・ワンウェイプラ削減の取組
- ・リユースショップ認証制度
- ・リサイクル製品認定制度